

生徒指導提要のポイント

【生徒指導の基本的な進め方編】

(文部科学省 令和4年12月改訂)

富山県教育委員会 小中学校課

改訂のポイント

「生徒指導」の定義の刷新

従来の目の前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく、発達・成長を促す指導等や予防的な指導を行う積極的な指導の重要性が示された。

発達支持的生徒指導

課題予防的生徒指導

困難課題対応的生徒指導

生徒指導を意識した教育課程の編成

学習指導と生徒指導が相互に深く関わり、いっそう充実を図ることが必要。教科の目標と重ねて行う生徒指導、生徒指導を意識した授業づくりが求められた。

チーム学校による生徒指導体制

多様化・複雑化する生徒指導の課題に対して、学校、専門家、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的にチーム学校として対応することが強調された。

個別の課題に対する実効的な内容の明記

課題ごとに実効的な基本方針が示され、実践的に活用できるものとなった。

いじめ、暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、中途退学、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性に関する課題、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

生徒指導の定義と目的

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができ
る存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活
動のことである。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長
と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会
に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導の目的を達成するために

児童生徒一人一人が 自己指導能力を身に付ける ことが重要！

※ 自己指導能力：

児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題
や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、
他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

生徒指導の実践上の視点

学習指導と生徒指導が相互に深く
関わり、いっそう充実を図ることが
必要

自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切に
されている」という自己存在感を、
児童生徒が実感することが大切

自己肯定感や自己有用感を育むこ
とも極めて重要

共感的な人間関係の育成

皆で考える支持的で創造的な学級・
ホームルームづくりが生徒指導の土台。
そのためには、自他の個性を尊重し、
相手の立場に立って考え、行動できる
相互扶助的で共感的な人間関係をいか
に早期に創りあげるかが重要

自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観
察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮
説を検証してレポートする等、自ら考え、
選択し、決定する、あるいは発表する、
制作する等の体験が何より重要

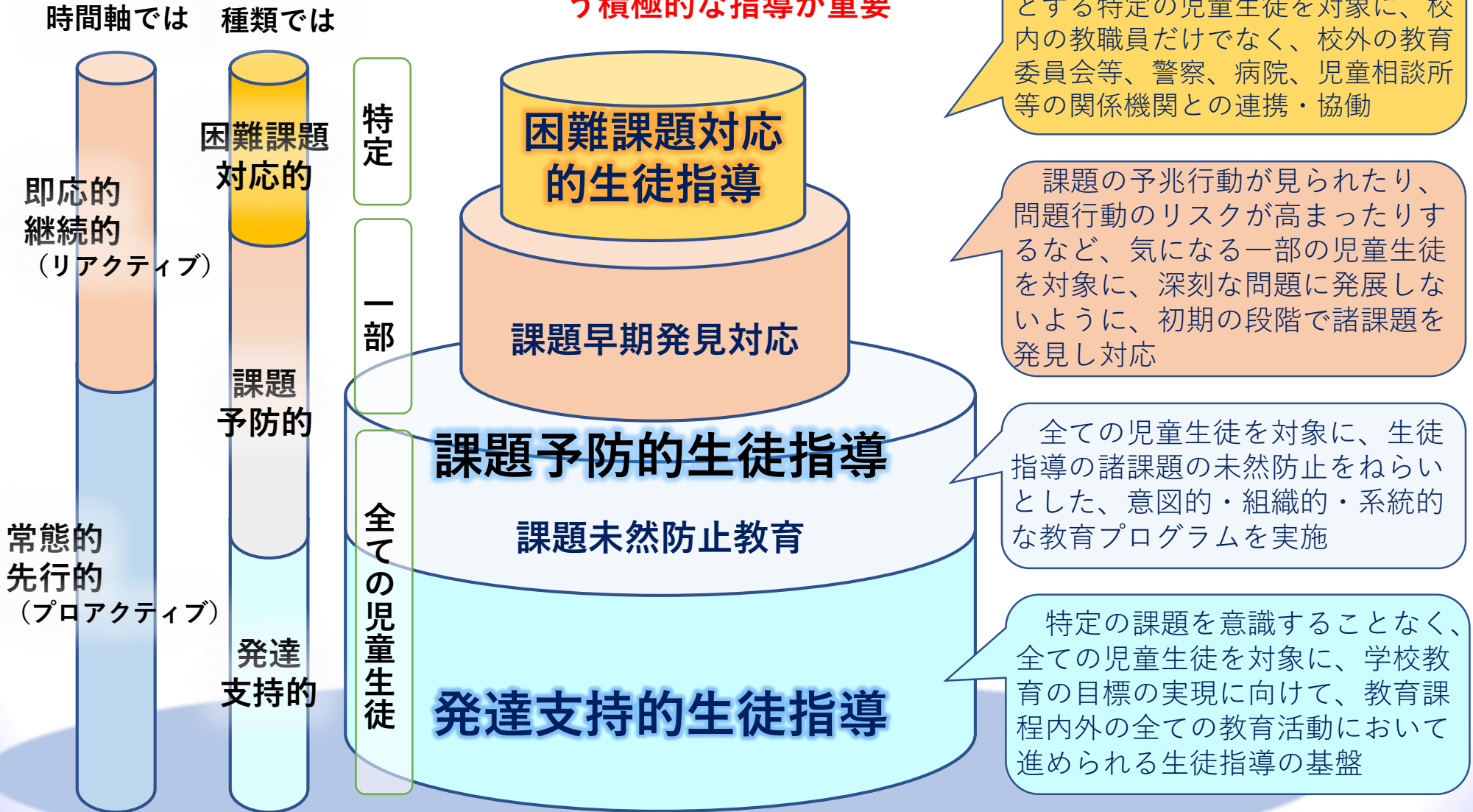
「主体的・対話的で深い学び」の実現に
向けた授業改善

安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、
安心して授業や学校生活を送れるよう
な風土を、教職員の支援の下で、児童
生徒自らがつくり上げるようにするこ
とが大切

生徒指導の構造

従来の目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく、発達・成長を促す指導等や予防的な指導を行う積極的な指導が重要



児童生徒の権利の理解

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められている。

児童の権利に関する条約

日本は平成6年批准。この児童とは18歳未満の全ての者を指す。児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められている。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠。



- ①児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
- ②児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
- ③児童生徒の命や生存、発達が保障されること
- ④児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

こども基本法

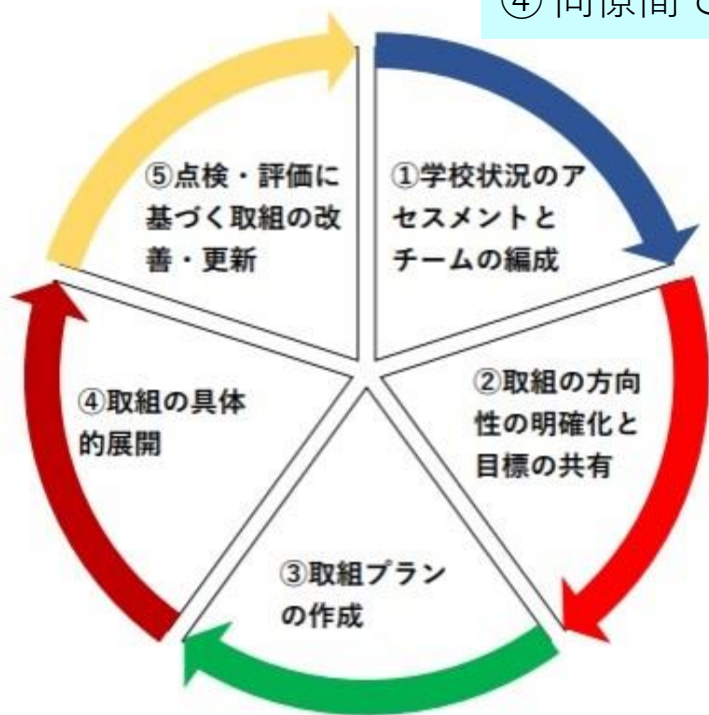
令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されている（第1条）。

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼす。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切。

チーム学校による生徒指導体制

学校がチームとして機能するためには、教職員同士（SC、SSW等含）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開する。

- ① 一人で抱え込まない。
- ② どんなことでも問題を全体に投げかける。
- ③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。
- ④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。



生徒指導と教育相談を一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが必要。

★教職員に求められる姿勢

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

<連携機関>

- ・教育委員会
- ・教育支援センター（適応指導教室）
- ・弁護士（スクールロイヤー制度）
- ・警察
- ・法務支援センター
- ・児童相談所
- ・医療機関
- ・NPO法人（アウトリーチ型支援、フリースクール運営等）

校則の運用・見直し

校則に基づく指導に当たっては、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要。

校則は、絶えず見直しを行うことが求められ、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、最終的には校長により制定される。

校則とは

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの

- 📌 校則を守らせることばかりにこだわらない。
- 📌 校則に違反した場合、行為を正すための指導にとどまらず、内省を促すような指導になるよう留意する。

校則の運用

教職員が校則を設けた背景や理由について理解

児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導

校則の見直し

校則は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う

- ・ 学校の教育目的に照らして適切な内容か
- ・ 現状に合う内容に変更する必要があるか
- ・ 本当に必要なものか 等

全国の事例

- ◇ 各学級や学年で校則や学校生活上の規則で変更・見直しについて議論する
- ◇ 生徒会やPTA会議、学校評議員会で見直しが必要な事項を意見聴取する
- ◇ 校則をホームページに掲載するとともに、入学説明会等で内容について説明する

- 📌 校則を策定・見直しをする場合、どのような手続きを踏むことになるのか、その過程について示しておくことが望まれる。